

補4 最近の教育に関する法律の改正

ここ10数年だけを見ても教育改善に関する提言や法的改正が積極的に行われてきた。もちろん学習指導要領の改訂も教育現場には大きな影響を与えることになる。2006年12月には教育の根本を定める法律である教育基本法の改正も行われた。ここでは教育基本法の改正を除き、教育に関する法律改正のここ10数年の流れの中で気になるものをいくつか見て行きたい。

1 教育に関する法律

教育に関する法律にはどのようなものがあるがまずは列挙しておきたい。教育に関する法律だけでなく、すべての法律のおおもとになるのが日本国憲法である。まず日本国憲法では教育について以下のように規定している。

第二十六条【教育を受ける権利、教育の義務、義務教育の無償】

- 1 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。
- 2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無する。

教育基本法は2006年12月に改正されたが、旧法の前文をみておきたい。

われらは、さきに、日本国憲法を確定し、民主的で文化的な国家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする決意を示した。この理想の実現は、根本において教育の力にまつべきものである。われらは、個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成を期するとともに、普遍的にしてしかも個性豊かな文化の創造を目指す教育を普及徹底しなければならない。ここに、日本国憲法の精神に則り、教育の目的を明示して、新しい日本の教育の基本を確立するため、この法律を制定する。

こうしたおおもとになる法律に従い様々な教育法規が制定されている。学校の種類、教育内容、教員の職務については、学校教育法、学校教育法施行令、学校教育法施行規則、私立学校においては、私立学校法というものもある。教員免許については、教育職員免許法、教育職員免許法施行規則などで定められている。教育職員資格認定試験規定という法律もあることも付け加えておきたい。公立学校の教員はさらに、教育公務員特例法など様々な法によって、教員も規定されているのである。

最近の傾向として、いじめ、児童虐待などが教育現場でも大きな問題となっている。こうした内容については、大まかには、こどもの権利や福祉、非行を予防するための法律が扱うことになる。どのようなものがあるか列挙してみよう。

- ①「児童憲章」
- ②「世界人権宣言」
- ③「児童の権利に関する条約」(子どもの権利条約)
- ④「国際連合教育科学文化機関憲章」(ユネスコ憲章)
- ⑤「児童福祉法」
- ⑥「未成年者喫煙禁止法」
- ⑦「未成年者飲酒禁止法」
- ⑧「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」
- ⑨「児童虐待の防止に関する法律」
- ⑩「少年法」
- ⑪「少年院法」

この中で例えば、⑨2000年の「児童虐待の防止に関する法律」(「児童虐待防止法」)の制定により、児童虐待を受けた児童を発見した

場合には速やかに通告しなければならないことも規定されたが、現場の教員の認識もどこまで徹底しているかは疑問が残る。教育の現場にこれまで以上に福祉の領域が入ってくることになる。障害児と健全者が同一の学校で学ぶような統合教育も進みつつある。養護学校、盲学校などの言い方から特別支援校という言い方へ変更されたことも記憶に新しいところである。

障害児教育見直しの背景としては、学習障害（LD）や注意欠陥・多動性障害（ADHD）等、これまでとは異なる障害の新たな類型が認知を得るようになった点が挙げられる。障害の新たな類型、多様性に対する認識、学校現場において除々に深まりを見せはじめているといえよう。⁽¹⁾

「特殊教育」から「特別支援教育」へと用語が改まることとなる。これに伴い、学校教育法等、関係法令も順次改訂されることとなる。これは単なる名称の変更ではなく、教員の資質にも関わる重要な問題となるのだ。

2 指導力不足教員と地方教育行政の組織及び運営に関する法律

2006年9月22日、文部科学省の調査でこどもとのコミュニケーション能力や教員としての知識を欠いたいわゆる「指導力不足」と認定された2005年度の全国の公立学校の教員数が506人で、過去2番目に多いという結果を発表した。「指導力不足」の定義については、地方行政の組織及び運営に関する法律（以後、「地方教育行政法」と略す）にもはっきりとした定義付けはなされていないが、公立学校の教員については、2001年の改訂で教職から外し、転職させることが可能となった。（県費負担教職員の免職及び都道府県の職への採用）第47条の2の第1項と第2項に注目しておきたい。

- 1 児童又は生徒に対する指導が不適切であること。
- 2 研修等必要な措置が講じられたとしてもなお児童又は生徒に対する指導を適切に行うことができないと認められること。

この規定は教育改革国民会議による「指導不適切な教員」の免職・転職措置の提言を受け、2001年の改正で新たに設けられた規定である。2000年12月の「教育改革国民会議——教育を変える17の提案——（報告）」では、とかく教育基本法の見直しが大きく取り上げられるが、このなかの「11 教師の意欲や努力が報われ評価される体性をつくる」には5つの項目が取り上げられている。

- ◆努力を積み重ね顕著な効果を上げている教師には、努力に報いる処遇をする。
- ◆教師は必要に応じ、学校以外の職種も選択できるようにする。
- ◆企業などでの長期社会体験研修の機会を充実させる。
- ◆効果的な授業や学級運営ができないという評価が繰り返しあっても改善されないと判断された教師は、他職種に配置換えしたり免職する。
- ◆非常勤教員、任期付教員、社会人教員など雇用形態を多様化する。

4番目が地方教育行政法に反映されたことになる。これはあくまでも公立学校の場合である。私学では特に4番目、5番目はこれらを組み合わせた形でかなり実践されてきているように思える。こうしたことは、地方教育行政法だけではなく、教育公務員特例法第24条に基づき「個々の教諭等の能力、適性等に応じた研修を実施することにより、教科指導、生徒指導等に関する指導力の向上を図る」⁽²⁾ ことを目的に、2002年より創設された10年経験者研修を実施している。地方教育行政法では、県費負担教育職員が対象となっているが、実施には、市立、町立、村立ともなればその費用は市町村が負担する教育職員についてもこの法律が適用されていることも事実である。

さて、先般発表された教員免許状の更新制度はまさに、こうした背景を受けているといつてよいだろう。免許更新制度も現在実施されている10年経験者研修をひとつの目安にしていることは、一目瞭然である。しかし、地方教育行政法の改正は、これまで野放しになっていたいわゆる「指導力不足」の教員の対策として一応の成果を上げたことになる。これを受けて、現在の教職課程にも新たに「教職実践演習」なる科目の設定も検討されているのだ。

さて、2007年1月24日に教育再生会議は『社会総がかりで教育再生を～公教育再生への第一歩～』（第1次報告）を発表したが、教員免許更新については以下の通りである。「7つの提言」と「4つの緊急対応」が示されたが、「4つの緊急対応」の中の「(2) 教育職員免許法の改正（教員免許更新制導入）」については、平成19年通常国会に提出とある。また、教育再生に向けての今後の検討課題

には「教員の質の向上」があり、「大学の教員養成の充実と事後評価システムの導入（認定取消等の措置の導入）など、大学における教員養成の在り方」も取り上げられている。2007年5月には第2次報告の取りまとめについても今後注目していきたい。

2006年12月に教育基本法が改正されたが、この改正に伴い教育振興基本計画により、教員免許更新制がさらに関連法案の改正作業と共に進むことが予想される。

2 学習指導要領の行方

現在進行中の法改正は、教師に関するものが主であったが、最も検討を要するものは学習指導要領の改訂の問題ではないだろうか。小学校への英語教育の導入も、あとは教科としての位置付けがどうなるか、総合的な学習のさらなる延長となるのかといったところで、英語活動から英語教育となることはほぼ確実だ。以前は中学校では週5時間の英語の授業時数も現在は週3時間。小学校での英語教育は5、6年生で週2時間程度が検討されていると言う。「ゆとりの教育」と言う標語もいつのまにか、うやむやになりつつある現状だ。小学校低学年での理科と社会を「生活」とした新しい試みの成果はどうであっただろうか。最近よく耳にする「理科離れ」とは関係はないのだろうか。

英語について言えば、教育職員免許法施行規則に定める「教科に関する科目」の区分「英語学」「英米文学」「英語コミュニケーション」「異文化理解」のうち、「異文化理解」に関する内容の検討が話題になっているようだ。現在の中学校等の英語の教科書ではイチローをはじめとした海外で活躍する日本人を紹介する英文をよく取り上げている。これに加えて、日本の伝統文化を英語で紹介することをもっと積極的に行おうという動きがあるが、これは果たして英語科で主として扱う内容であろうか。本来は国際国流という範疇の中で行うべきであり、こういう内容こそ総合学習の時間で扱う分野を横断した内容であろう。中学校、高等学校の英語科の教職免許状は法に従って、「教科に関する科目」の4区分をバランスよく学ぶように各教員養成校が教育課程を工夫している。

1999年改訂の『高等学校学習指導要領』（英語科）では、「オーラル・コミュニケーションⅠ」及び「英語Ⅰ」のうちいずれか一方を履修させるようになった。また、「聞くこと」「話すこと」の領域が重視されてきたが、このまま『英語が使える日本人』の育成のための行動計画』に沿って進められるのか気になるところである。

さらに、学習指導要領について注目しておきたいのは、「絶対基準」から「最低基準」への位置付けの変化である。これは、文部科学省の2002年1月、「確かな学力の向上の2002アピール『学びのすすめ』」が発表され、その中で、「発展的な学習」を容認したことから、学習指導要領については、「最低基準」という位置付けに変化したのである。これは、法律の改正ではないが、文部科学省の様々な発表により、異なった解釈により進められることとなる。

まとめ

「教育改革」、「教育改善」なる言葉の勢いはよいが、実際の効果は早くても3年後、6年後に現われてくるものだ。小学校は6年間、中学校は3年間、高等学校は3年、長い目で見れば12年間でようやくひとつのタームを終えることができる。それだけに、現状を変えることには慎重な検討と決断が必要であろう。単なる経済界からの要請であるとか、保護者からの声とか、法の遵守をさらに厳格化するとか、そういう観点から「教育改革」を行うのではなく、国としてどのような国民を育てていきたいのか、このあたりをはっきりと打ち出していかなければならないだろう。奇しくも、新しい内閣が誕生し、新総理は教育改革を声高に叫んでいる。単なる教育基本法の改正にとどまることなく、教育が活性化するような教育改革に取り組んでもらいたいものだ。

2007年1月24日には教育再生会議『社会総がかりで教育再生を～公教育再生への第一歩～』（第一次報告）も発表されたが、この提言により、教育法規の改正も当然必要となってくるが、今後の行方を見守ってゆきたいものだ。

参考資料

『解説教育六法 平成17年版』三省堂、2005年3月。

注

- (1) 坂田仰『教育改革と関連教育法がこれ1冊でわかる本』（小学館、2005年4月）、p.54.
- (2) 「文部科学省ホームページ」(http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kenshu/017.htm)